

新たなビジネスの展開について

新会社の組織や活動に関する根本規則として、次のような事項を定めることを考えています。

1 総則

- (1) 商号（会社の名称）
- (2) 目的
- (3) 会社の所在地
- (4) 機関構成

2 株式

- (1) 発行可能株式総数及び発行価額
- (2) 株式の譲渡制限

3 株主総会

- (1) 招集
- (2) 議長
- (3) 決議の方法

4 取締役、監査役

- (1) 取締役及び監査役の員数
- (2) 取締役及び監査役の選任
- (3) 取締役及び監査役の任期
- (4) 代表取締役
- (5) 取締役会の招集及び決議方法
- (6) 取締役会の権限
- (7) 監査役の権限
- (8) 報酬及び退職金

5 決算

- (1) 事業年度
- (2) 決算期

6 附則

- (1) 出資される財産の価額
- (2) 資本金及び資本準備金
- (3) 最初の事業年度
- (4) 発起人の名称、住所及び引受株式数

新会社における収支計画(設立後5年間)

(単位:千円)

		1年目 (H22)	2年目 (H23)	3年目 (H24)	4年目 (H25)	5年目 (H26)	積算の考え方																																				
収入	施設整備・維持管理業務※	78,190	169,650	169,650	423,170	323,060	<p>【浄水場運転管理】 従業員にかかる人件費等の必要経費を基に算出 ※4年目(H25)以降の県内他事業体は第三者委託の受託を想定。必要経費に動力費や薬品費、各種施設の点検・修繕経費等も含む 【給水装置工事設計審査・完了検査】 従業員にかかる人件費、検査業務等に用いる車両経費等の必要経費を基に算出 ○両業務に係る年度別執行体制(単位:人)※人件費:14人/年~42人/年×人件費単価</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>H22</th> <th>H23</th> <th>H24</th> <th>H25</th> <th>H26</th> </tr> <tr> <th>1年目</th> <th>2年目</th> <th>3年目</th> <th>4年目</th> <th>5年目</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>14</td> <td>27</td> <td>27</td> <td>42</td> <td>25</td> </tr> </tbody> </table>	H22	H23	H24	H25	H26	1年目	2年目	3年目	4年目	5年目	14	27	27	42	25																					
		H22	H23	H24	H25	H26																																					
		1年目	2年目	3年目	4年目	5年目																																					
		14	27	27	42	25																																					
鶴ヶ峰浄水場	川井浄水場																																										
			県内他事業体浄水場																																								
		給水装置工事設計審査・完了検査(横浜市内1方面)																																									
収入	研修関連事業※	25,954	25,954	38,204	38,204	38,204	<p>【日水協技術継承研修】 1回/年×@753,900/回(受託見込額) 【各種研修】 15~20人/回×@50,000/人~70,000円/人×2~3回/年 【水道概論ほか】 25~100人/回×@30,000/人~100,000円/人×1回/年 【「給水装置工事主任技術者」資格取得講座】 40人/会場×@180,000/人×1~2会場/年</p>																																				
		日水協技術継承研修																																									
		各種研修(水処理、漏水探知及び修繕等)																																									
		水道概論、設計コンサル育成講習、各種セミナー																																									
収入	国際関連業務※	7,000	10,090	13,180	13,180	36,480	<p>【JICA研修員受入事業】 2件/年×@3,500,000(受託見込額) 【コンサル共同事業】 1~2件/年×(必要経費+利益) 【JICA技術協力プロジェクト】 1件/年×@23,300,000(受託見込額)</p>																																				
		JICA研修員受入事業																																									
		コンサルとの共同事業																																									
収入計		111,144	205,694	221,034	474,554	397,744																																					
支出		110,320	186,633	202,163	415,806	350,357	<p>各事業に要する人件費等の直接経費と会社の運営管理に必要な事務所経費等の一般管理費 ○経費内訳の主なもの ・人件費・事務所等賃貸料・役員報酬・光熱水費・通信費・旅費・広告費 ・減価償却費(パソコンなど)・租税公課ほか ※4年目(H25)以降の県内他事業体は第三者委託の受託を想定しており、動力費や薬品費、各種施設の点検・修繕経費等も含む ○年度別執行体制(単位:人)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>H22</th> <th>H23</th> <th>H24</th> <th>H25</th> <th>H26</th> </tr> <tr> <th></th> <th>1年目</th> <th>2年目</th> <th>3年目</th> <th>4年目</th> <th>5年目</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>①施設の整備及び維持管理</td> <td>14</td> <td>27</td> <td>27</td> <td>42</td> <td>25</td> </tr> <tr> <td>②研修事業及び国際関連事業</td> <td>2</td> <td>2</td> <td>3</td> <td>3</td> <td>4</td> </tr> <tr> <td>③一般管理部門</td> <td>3</td> <td>3</td> <td>4</td> <td>5</td> <td>5</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>19</td> <td>32</td> <td>34</td> <td>50</td> <td>34</td> </tr> </tbody> </table>		H22	H23	H24	H25	H26		1年目	2年目	3年目	4年目	5年目	①施設の整備及び維持管理	14	27	27	42	25	②研修事業及び国際関連事業	2	2	3	3	4	③一般管理部門	3	3	4	5	5	合計	19	32	34	50	34
									H22	H23	H24	H25	H26																														
	1年目	2年目	3年目	4年目	5年目																																						
①施設の整備及び維持管理	14	27	27	42	25																																						
②研修事業及び国際関連事業	2	2	3	3	4																																						
③一般管理部門	3	3	4	5	5																																						
合計	19	32	34	50	34																																						
税引前当期純利益		824	19,061	18,871	58,748	47,387																																					

※上段:売上、下段:事業スケジュール

(千円未満は四捨五入)

各事業の年度別収入見込み

1年目(平成22年度)

(単位:円)

項 目	収 入 額	説 明 等
施設整備・維持管理業務	78,190,000	
浄水場運転管理業務受託料収入	78,190,000	鶴ヶ峰浄水場 従業員にかかる人件費等の必要経費を基に算出
研修関連事業	25,953,900	
水運用研修受講料収入	2,000,000	受講者数 20人/回 × 50,000円/人 × 2回/年 = 2,000,000円
漏水探知及び修繕研修受講料収入	2,000,000	受講者数 20人/回 × 50,000円/人 × 2回/年 = 2,000,000円
配水技術研修受講料収入	2,000,000	受講者数 20人/回 × 50,000円/人 × 2回/年 = 2,000,000円
給水工事研修受講料収入	2,000,000	受講者数 20人/回 × 50,000円/人 × 2回/年 = 2,000,000円
水処理研修受講料収入	2,100,000	受講者数 15人/回 × 70,000円/人 × 2回/年 = 2,100,000円
水道概論研修受講料収入	2,400,000	受講者数 80人/回 × 30,000円/人 × 1回/年 = 2,400,000円
設計コンサル育成講習受講料収入	2,500,000	受講者数 25人/回 × 100,000円/人 × 1回/年 = 2,500,000円
各種セミナー受講料収入	3,000,000	受講者数 100人/回 × 30,000円/人 × 1回/年 = 3,000,000円
日本水道協会技術継承研修	753,900	日本水道協会主催の研修を受託 1回/年
給水装置工事主任技術者資格取得講座受講料収入	7,200,000	受講者数 40人/会場 × 180,000円/人 × 1会場/年 = 7,200,000円
国際関連業務	7,000,000	
JICA研修員受入事業収入	7,000,000	2件/年 × 3,500,000円/件 = 7,000,000円/年
合 計	111,143,900	

各事業の年度別収入見込み

2年目(平成23年度)

(単位:円)

項 目	収 入 額	説 明 等
施設整備・維持管理業務	169,650,000	
浄水場運転管理業務受託料収入	100,110,000	川井浄水場 従業員にかかる人件費等の必要経費を基に算出
給水装置工事設計審査・完了検査業務受託料収入	69,540,000	市内 1 方面 従業員にかかる人件費、検査業務に用いる車両経費等の必要経費を基に算出
研修関連事業	25,953,900	
水運用研修受講料収入	2,000,000	受講者数 20人/回 × 50,000円/人 × 2回/年 = 2,000,000円
漏水探知及び修繕研修受講料収入	2,000,000	受講者数 20人/回 × 50,000円/人 × 2回/年 = 2,000,000円
配水技術研修受講料収入	2,000,000	受講者数 20人/回 × 50,000円/人 × 2回/年 = 2,000,000円
給水工事研修受講料収入	2,000,000	受講者数 20人/回 × 50,000円/人 × 2回/年 = 2,000,000円
水処理研修受講料収入	2,100,000	受講者数 15人/回 × 70,000円/人 × 2回/年 = 2,100,000円
水道概論研修受講料収入	2,400,000	受講者数 80人/回 × 30,000円/人 × 1回/年 = 2,400,000円
設計コンサル育成講習受講料収入	2,500,000	受講者数 25人/回 × 100,000円/人 × 1回/年 = 2,500,000円
各種セミナー受講料収入	3,000,000	受講者数 100人/回 × 30,000円/人 × 1回/年 = 3,000,000円
日本水道協会技術継承研修	753,900	日本水道協会主催の研修を受託 1回/年
給水装置工事主任技術者資格取得講座受講料収入	7,200,000	受講者数 40人/会場 × 180,000円/人 × 1会場/年 = 7,200,000円
国際関連業務	10,090,000	
JICA研修員受入事業収入	7,000,000	2件/年 × 3,500,000円/件 = 7,000,000円/年
コンサルタント会社共同事業収入	3,090,000	1件/年 × 3,090,000円/件 = 3,090,000円/年
合 計	205,693,900	

各事業の年度別収入見込み

3年目(平成24年度)

(単位:円)

項 目	収 入 額	説 明 等
施設整備・維持管理業務収入	169,650,000	
浄水場運転管理業務受託料収入	100,110,000	川井浄水場 従業員にかかる人件費等の必要経費を基に算出
給水装置工事設計審査・完了検査業務受託料収入	69,540,000	市内 1 方面 従業員にかかる人件費、検査業務に用いる車両経費等の必要経費を基に算出
研修関連事業	38,203,900	
水運用研修受講料収入	3,000,000	受講者数 20人/回 × 50,000円/人 × 3回/年 = 3,000,000円
漏水探知及び修繕研修受講料収入	3,000,000	受講者数 20人/回 × 50,000円/人 × 3回/年 = 3,000,000円
配水技術研修受講料収入	3,000,000	受講者数 20人/回 × 50,000円/人 × 3回/年 = 3,000,000円
給水工事研修受講料収入	3,000,000	受講者数 20人/回 × 50,000円/人 × 3回/年 = 3,000,000円
水処理研修受講料収入	3,150,000	受講者数 15人/回 × 70,000円/人 × 3回/年 = 3,150,000円
水道概論研修受講料収入	2,400,000	受講者数 80人/回 × 30,000円/人 × 1回/年 = 2,400,000円
設計コンサル育成講習受講料収入	2,500,000	受講者数 25人/回 × 100,000円/人 × 1回/年 = 2,500,000円
各種セミナー受講料収入	3,000,000	受講者数 100人/回 × 30,000円/人 × 1回/年 = 3,000,000円
日本水道協会技術継承研修	753,900	日本水道協会主催の研修を受託 1回/年
給水装置工事主任技術者資格取得講座受講料収入	14,400,000	受講者数 40人/会場 × 180,000円/人 × 2会場/年 = 14,400,000円
国際関連業務	13,180,000	
JICA研修員受入事業収入	7,000,000	2件/年 × 3,500,000円/件 = 7,000,000円/年
コンサルタント会社共同事業収入	6,180,000	2件/年 × 3,090,000円/件 = 6,180,000円/年
合 計	221,033,900	

各事業の年度別収入見込み

4年目(平成25年度)

(単位:円)

項目	収入額	説明等
施設整備・維持管理業務収入	423,170,000	
浄水場運転管理業務受託料収入	100,110,000	川井浄水場 従業員にかかる人件費等の必要経費を基に算出
	253,520,000	他事業体 第三者委託を想定 人件費のほか動力費、薬品費、各種施設の点検・修繕経費等を基に算出
給水装置工事設計審査・完了検査業務受託料収入	69,540,000	市内1方面 従業員にかかる人件費、検査業務に用いる車両経費等の必要経費を基に算出
研修関連事業	38,203,900	
水運用研修受講料収入	3,000,000	受講者数 20人/回 × 50,000円/人 × 3回/年 = 3,000,000円
漏水探知及び修繕研修受講料収入	3,000,000	受講者数 20人/回 × 50,000円/人 × 3回/年 = 3,000,000円
配水技術研修受講料収入	3,000,000	受講者数 20人/回 × 50,000円/人 × 3回/年 = 3,000,000円
給水工事研修受講料収入	3,000,000	受講者数 20人/回 × 50,000円/人 × 3回/年 = 3,000,000円
水処理研修受講料収入	3,150,000	受講者数 15人/回 × 70,000円/人 × 3回/年 = 3,150,000円
水道概論研修受講料収入	2,400,000	受講者数 80人/回 × 30,000円/人 × 1回/年 = 2,400,000円
設計コンサル育成講習受講料収入	2,500,000	受講者数 25人/回 × 100,000円/人 × 1回/年 = 2,500,000円
各種セミナー受講料収入	3,000,000	受講者数 100人/回 × 30,000円/人 × 1回/年 = 3,000,000円
日本水道協会技術継承研修	753,900	日本水道協会主催の研修を受託 1回/年
給水装置工事主任技術者資格取得講座受講料収入	14,400,000	受講者数 40人/会場 × 180,000円/人 × 2会場/年 = 14,400,000円
国際関連業務	13,180,000	
JICA研修員受入事業収入	7,000,000	2件/年 × 3,500,000円/件 = 7,000,000円/年
コンサルタント会社共同事業収入	6,180,000	
合計	474,553,900	

各事業の年度別収入見込み

5年目(平成26年度)

(単位:円)

項目	収入額	説明等
施設整備・維持管理業務収入	323,060,000	
浄水場運転管理業務受託料収入	253,520,000	他事業体 第三者委託を想定 人件費のほか動力費、薬品費、各種施設の点検・修繕経費等を基に算出
給水装置設計審査業務受託料収入	69,540,000	市内1方面 従業員にかかる人件費、検査業務に用いる車両経費等の必要経費を基に算出
研修関連事業	38,203,900	
水運用研修受講料収入	3,000,000	受講者数 20人/回 × 50,000円/人 × 3回/年 = 3,000,000円
漏水探知及び修繕研修受講料収入	3,000,000	受講者数 20人/回 × 50,000円/人 × 3回/年 = 3,000,000円
配水技術研修受講料収入	3,000,000	受講者数 20人/回 × 50,000円/人 × 3回/年 = 3,000,000円
給水工事研修受講料収入	3,000,000	受講者数 20人/回 × 50,000円/人 × 3回/年 = 3,000,000円
水処理研修受講料収入	3,150,000	受講者数 15人/回 × 70,000円/人 × 3回/年 = 3,150,000円
水道概論研修受講料収入	2,400,000	受講者数 80人/回 × 30,000円/人 × 1回/年 = 2,400,000円
設計コンサル育成講習受講料収入	2,500,000	受講者数 25人/回 × 100,000円/人 × 1回/年 = 2,500,000円
各種セミナー受講料収入	3,000,000	受講者数100人/回 × 30,000円/人 × 1回/年 = 3,000,000円
日本水道協会技術継承研修	753,900	日本水道協会主催の研修を受託 1回/年
給水装置工事主任技術者資格取得講座受講料収入	14,400,000	受講者数 40人/会場 × 180,000円/人 × 2会場/年 = 14,400,000円
国際関連業務	36,480,000	
JICA研修員受入事業収入	7,000,000	2件/年 × 3,500,000円/件 = 7,000,000円/年
コンサルタント会社共同事業収入	6,180,000	2件/年 × 3,090,000円/件 = 6,180,000円/年
技術協カプロジェクト収入	23,300,000	1件/年 × 23,300,000円/件 = 23,300,000円/年
合計	397,743,900	

会社法（関係部分抜粋）

（趣旨）

第 1 条 会社の設立、組織、運営及び管理については、他の法律に特別の定めがある場合を除くほか、この法律の定めるところによる。

（定義）

第 2 条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 会社 株式会社、合名会社、合資会社又は合同会社をいう。

七 取締役会設置会社 取締役会を置く株式会社又はこの法律の規定により取締役会を置かなければならない株式会社をいう。

九 監査役設置会社 監査役を置く株式会社（その監査役の監査の範囲を会計に関するものに限定する旨の定款の定めがあるものを除く。）又はこの法律の規定により監査役を置かなければならない株式会社をいう。

十七 譲渡制限株式 株式会社がその発行する全部又は一部の株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当該株式会社の承認を要する旨の定めを設けている場合における当該株式をいう。

（法人格）

第 3 条 会社は、法人とする。

（住所）

第 4 条 会社の住所は、その本店の所在地にあるものとする。

（商号）

第 6 条 会社は、その名称を商号とする。

2 会社は、株式会社、合名会社、合資会社又は合同会社の種類に従い、それぞれその商号中に株式会社、合名会社、合資会社又は合同会社という文字を用いなければならない。

3 （省略）

（定款の作成）

第 26 条 株式会社を設立するには、発起人が定款を作成し、その全員がこれに署名し、又は記名押印しなければならない。

2 （省略）

（定款の記載又は記録事項）

第 27 条 株式会社の定款には、次に掲げる事項を記載し、又は記録しなければならない。

一 目的

二 商号

三 本店の所在地

四 設立に際して出資される財産の価額又はその最低額

五 発起人の氏名又は名称及び住所

（株式会社の成立）

第 49 条 株式会社は、その本店の所在地において設立の登記をすることによって成立する。

(株主の責任)

第 104 条 株主の責任は、その有する株式の引受価額を限度とする。

(株主の権利)

第 105 条 株主は、その有する株式につき次に掲げる権利その他この法律の規定により認められた権利を有する。

- 一 剰余金の配当を受ける権利
 - 二 残余財産の分配を受ける権利
 - 三 株主総会における議決権
- 2 株主に前項第 1 号及び第 2 号に掲げる権利の全部を与えない旨の定款の定めは、その効力を有しない。

(株式の内容についての特別の定め)

第 107 条 株式会社は、その発行する全部の株式の内容として次に掲げる事項を定めることができる。

- 一 譲渡による当該株式の取得について当該株式会社の承認を要すること。
 - 二 当該株式について、株主が当該株式会社に対してその取得を請求することができること。
 - 三 当該株式について、当該株式会社が一定の事由が生じたことを条件としてこれを取得することができること。
- 2 株式会社は、全部の株式の内容として次の各号に掲げる事項を定めるときは、当該各号に定める事項を定款で定めなければならない。
- 一 譲渡による当該株式の取得について当該株式会社の承認を要すること 次に掲げる事項
 - イ 当該株式を譲渡により取得することについて当該株式会社の承認を要する旨
 - ロ 一定の場合においては株式会社が第 136 条又は第 137 条第 1 項の承認をしたものとみなすときは、その旨及び当該一定の場合
 - 二 ～ 三 (省略)

(発行可能株式総数)

第 113 条 株式会社は、定款を変更して発行可能株式総数についての定めを廃止することができない。

- 2 定款を変更して発行可能株式総数を減少するときには、変更後の発行可能株式総数は、当該定款の変更が効力を生じた時における発行済株式の総数を下ることができない。
- 3 定款を変更して発行可能株式総数を増加する場合には、変更後の発行可能株式総数は、当該定款の変更が効力を生じた時における発行済株式の総数の四倍を超えることができない。ただし、株式会社が公開会社でない場合は、この限りでない。
- 4 (省略)

(株式の譲渡)

第 127 条 株主は、その有する株式を譲渡することができる。

(株主からの承認の請求)

第 136 条 譲渡制限株式の株主は、その有する譲渡制限株式を他人（当該譲渡制限株式を発行した株式会社を除く。）に譲り渡そうとするときは、当該株式会社に対し、当該他人が当該譲渡制限株式を取得することについて承認をするか否かの決定をすることを請求することができる。

(株式取得者からの承認の請求)

- 第 137 条** 譲渡制限株式を取得した株式取得者は、株式会社に対し、当該譲渡制限株式を取得したことについて承認をするか否かの決定をすることを請求することができる。
- 2 前項の規定による請求は、利害関係人の利益を害するおそれがないものとして法務省令で定める場合を除き、その取得した株式の株主として株主名簿に記載され、若しくは記録された者又はその相続人その他の一般承継人と共同してしなければならない。

(譲渡等の承認の決定等)

- 第 139 条** 株式会社が第 136 条又は第 137 条第 1 項の承認をするか否かの決定をするには、株主総会(取締役会設置会社にあつては、取締役会)の決議によらなければならない。ただし、定款に別段の定めがある場合は、この限りでない。
- 2 株式会社は、前項の決定をしたときは、譲渡等承認請求をした者(以下この款において「譲渡等承認請求者」という。)に対し、当該決定の内容を通知しなければならない。

(株主総会の権限)

- 第 295 条** 株主総会は、この法律に規定する事項及び株式会社の組織、運営、管理その他株式会社に関する一切の事項について決議をすることができる。
- 2 前項の規定にかかわらず、取締役会設置会社においては、株主総会は、この法律に規定する事項及び定款で定めた事項に限り、決議をすることができる。
- 3 この法律の規定により株主総会の決議を必要とする事項について、取締役、執行役、取締役会その他の株主総会以外の機関が決定することができることを内容とする定款の定めは、その効力を有しない。

(株主総会の招集)

- 第 296 条** 定時株主総会は、毎事業年度の終了後一定の時期に招集しなければならない。
- 2 株主総会は、必要がある場合には、いつでも、招集することができる。
- 3 株主総会は、次条第 4 項の規定により招集する場合を除き、取締役が招集する。

(株主総会の決議)

- 第 309 条** 株主総会の決議は、定款に別段の定めがある場合を除き、議決権を行使することができる株主の議決権の過半数を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数をもって行う。
- 2 ～ 5 (省略)

(取締役等の説明義務)

- 第 314 条** 取締役、会計参与、監査役及び執行役は、株主総会において、株主から特定の事項について説明を求められた場合には、当該事項について必要な説明をしなければならない。ただし、当該事項が株主総会の目的である事項に関しないものである場合、その説明をすることにより株主の共同の利益を著しく害する場合その他正当な理由がある場合として法務省令で定める場合は、この限りでない。

(議長の権限)

- 第 315 条** 株主総会の議長は、当該株主総会の秩序を維持し、議事を整理する。
- 2 株主総会の議長は、その命令に従わない者その他当該株主総会の秩序を乱す者を退場させることができる。

(株主総会以外の機関の設置)

第 326 条 株式会社には、一人又は二人以上の取締役を置かなければならない。

2 株式会社は、定款の定めによって、取締役会、会計参与、監査役、監査役会、会計監査人又は委員会を置くことができる。

(取締役会等の設置義務等)

第 327 条 次に掲げる株式会社は、取締役会を置かなければならない。

- 一 公開会社
- 二 監査役会設置会社
- 三 委員会設置会社

2 取締役会設置会社(委員会設置会社を除く。)は、監査役を置かなければならない。ただし、公開会社でない会計参与設置会社については、この限りでない。

3 ~ 5 (省略)

(選任)

第 329 条 役員(取締役、会計参与及び監査役をいう。以下この節、第 371 条第 4 項及び第 394 条第 3 項において同じ。)及び会計監査人は、株主総会の決議によって選任する。

2 前項の決議をする場合には、法務省令で定めるところにより、役員が欠けた場合又はこの法律若しくは定款で定めた役員の員数を欠くこととなるときに備えて補欠の役員を選任することができる。

(株式会社と役員等との関係)

第 330 条 株式会社と役員及び会計監査人との関係は、委任に関する規定に従う。

(取締役の資格等)

第 331 条 次に掲げる者は、取締役となることができない。

- 一 法人
- 二 成年被後見人若しくは被保佐人又は外国の法令上これらと同様に取り扱われている者
- 三 (省略)

四 前号に規定する法律の規定以外の法令の規定に違反し、禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者(刑の執行猶予中の者を除く。)

2 株式会社は、取締役が株主でなければならない旨を定款で定めることができない。ただし、公開会社でない株式会社においては、この限りでない。

3 委員会設置会社の取締役は、当該委員会設置会社の支配人その他の使用人を兼ねることができない。

4 取締役会設置会社においては、取締役は、三人以上でなければならない。

(取締役の任期)

第 332 条 取締役の任期は、選任後二年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。ただし、定款又は株主総会の決議によって、その任期を短縮することを妨げない。

2 前項の規定は、公開会社でない株式会社(委員会設置会社を除く。)において、定款によって、同項の任期を選任後十年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時まで伸長することを妨げない。

3 ~ 4 (省略)

(監査役の資格等)

第 335 条 第 331 条第 1 項及び第 2 項の規定は、監査役について準用する。

- 2 監査役は、株式会社若しくはその子会社の取締役若しくは支配人その他の使用人又は当該子会社の会計参与（会計参与が法人であるときは、その職務を行うべき社員）若しくは執行役を兼ねることができない。
- 3 監査役会設置会社においては、監査役は、三人以上で、そのうち半数以上は、社外監査役でなければならない。

(監査役の任期)

第 336 条 監査役の任期は、選任後四年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

- 2 前項の規定は、公開会社でない株式会社において、定款によって、同項の任期を選任後十年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時まで延長することを妨げない。
- 3 第一項の規定は、定款によって、任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期を退任した監査役の任期の満了する時までとすることを妨げない。
- 4 (省略)

(解任)

第 339 条 役員及び会計監査人は、いつでも、株主総会の決議によって解任することができる。

- 2 前項の規定により解任された者は、その解任について正当な理由がある場合を除き、株式会社に対し、解任によって生じた損害の賠償を請求することができる。

(役員を選任及び解任の株主総会の決議)

第 341 条 第 309 条第 1 項の規定にかかわらず、役員を選任し、又は解任する株主総会の決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の過半数（三分の一以上の割合を定款で定めた場合にあっては、その割合以上）を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数（これを上回る割合を定款で定めた場合にあっては、その割合以上）をもって行わなければならない。

(監査役を選任に関する監査役の同意等)

第 343 条 取締役は、監査役がある場合において、監査役の選任に関する議案を株主総会に提出するには、監査役（監査役が二人以上ある場合にあっては、その過半数）の同意を得なければならない。

- 2 監査役は、取締役に対し、監査役の選任を株主総会の目的とすること又は監査役の選任に関する議案を株主総会に提出することを請求することができる。
- 3 監査役会設置会社における前二項の規定の適用については、第 1 項中「監査役（監査役が二人以上ある場合にあっては、その過半数）」とあるのは「監査役会」と、前項中「監査役は」とあるのは「監査役会は」とする。
- 4 第 341 条の規定は、監査役の解任の決議については、適用しない。

(業務の執行)

- 第 348 条** 取締役は、定款に別段の定めがある場合を除き、株式会社（取締役会設置会社を除く。以下この条において同じ。）の業務を執行する。
- 2 取締役が二人以上ある場合には、株式会社の業務は、定款に別段の定めがある場合を除き、取締役の過半数をもって決定する。
 - 3 前項の場合には、取締役は、次に掲げる事項についての決定を各取締役に委任することができない。
 - 一 支配人の選任及び解任
 - 二 支店の設置、移転及び廃止
 - 三 第 298 条第 1 項各号（第 325 条において準用する場合を含む。）に掲げる事項
 - 四 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして法務省令で定める体制の整備
 - 五 第 426 条第 1 項の規定による定款の定めに基づく第 423 条第 1 項の責任の免除
 - 4 (省略)

(株式会社の代表)

- 第 349 条** 取締役は、株式会社を代表する。ただし、他に代表取締役その他株式会社を代表する者を定めた場合は、この限りでない。
- 2 前項本文の取締役が二人以上ある場合には、取締役は、各自、株式会社を代表する。
 - 3 株式会社（取締役会設置会社を除く。）は、定款、定款の定めに基づく取締役の互選又は株主総会の決議によって、取締役の中から代表取締役を定めることができる。
 - 4 代表取締役は、株式会社の業務に関する一切の裁判上又は裁判外の行為をする権限を有する。
 - 5 前項の権限に加えた制限は、善意の第三者に対抗することができない。

(代表者の行為についての損害賠償責任)

- 第 350 条** 株式会社は、代表取締役その他の代表者がその職務を行うについて第三者に加えた損害を賠償する責任を負う。

(代表取締役に欠員を生じた場合の措置)

- 第 351 条** 代表取締役が欠けた場合又は定款で定めた代表取締役の員数が欠けた場合には、任期の満了又は辞任により退任した代表取締役は、新たに選定された代表取締役（次項の一時代表取締役の職務を行うべき者を含む。）が就任するまで、なお代表取締役としての権利義務を有する。
- 2 前項に規定する場合において、裁判所は、必要があると認めるときは、利害関係人の申立てにより、一時代表取締役の職務を行うべき者を選任することができる。
 - 3 裁判所は、前項の一時代表取締役の職務を行うべき者を選任した場合には、株式会社がその者に対して支払う報酬の額を定めることができる。

(取締役の報酬等)

- 第 361 条** 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として株式会社から受ける財産上の利益（以下この章において「報酬等」という。）についての次に掲げる事項は、定款に当該事項を定めていないときは、株主総会の決議によって定める。
- 一 報酬等のうち額が確定しているものについては、その額
 - 二 報酬等のうち額が確定していないものについては、その具体的な算定方法
 - 三 報酬等のうち金銭でないものについては、その具体的な内容
- 2 前項第 2 号又は第 3 号に掲げる事項を定め、又はこれを改定する議案を株主総会に提出した取締役は、当該株主総会において、当該事項を相当とする理由を説明しなければならない。

(取締役会の権限等)

第 362 条 取締役会は、すべての取締役で組織する。

- 2 取締役会は、次に掲げる職務を行う。
 - 一 取締役会設置会社の業務執行の決定
 - 二 取締役の職務の執行の監督
 - 三 代表取締役の選定及び解職
- 3 取締役会は、取締役の中から代表取締役を選定しなければならない。
- 4 取締役会は、次に掲げる事項その他の重要な業務執行の決定を取締役に委任することができない。
 - 一 重要な財産の処分及び譲受け
 - 二 多額の借財
 - 三 支配人その他の重要な使用人の選任及び解任
 - 四 支店その他の重要な組織の設置、変更及び廃止
 - 五 第 676 条第 1 号に掲げる事項その他の社債を引き受ける者の募集に関する重要な事項として法務省令で定める事項
 - 六 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして法務省令で定める体制の整備
 - 七 第 426 条第 1 項の規定による定款の定めに基づく第 423 条第 1 項の責任の免除
- 5 (省略)

(取締役会設置会社の取締役の権限)

第 363 条 次に掲げる取締役は、取締役会設置会社の業務を執行する。

- 一 代表取締役
 - 二 代表取締役以外の取締役であって、取締役会の決議によって取締役会設置会社の業務を執行する取締役として選定されたもの
- 2 前項各号に掲げる取締役は、三箇月に一回以上、自己の職務の執行の状況を取締役に報告しなければならない。

(招集権者)

第 366 条 取締役会は、各取締役が招集する。ただし、取締役会を招集する取締役を定款又は取締役会で定めたときは、その取締役が招集する。

- 2 (省略)

(取締役会の決議)

第 369 条 取締役会の決議は、議決に加わることができる取締役の過半数（これを上回る割合を定款で定めた場合にあつては、その割合以上）が出席し、その過半数（これを上回る割合を定款で定めた場合にあつては、その割合以上）をもって行う。

- 2 前項の決議について特別の利害関係を有する取締役は、議決に加わることができない。
- 3 取締役会の議事については、法務省令で定めるところにより、議事録を作成し、議事録が書面をもって作成されているときは、出席した取締役及び監査役は、これに署名し、又は記名押印しなければならない。
- 4 前項の議事録が電磁的記録をもって作成されている場合における当該電磁的記録に記録された事項については、法務省令で定める署名又は記名押印に代わる措置をとらなければならない。
- 5 取締役会の決議に参加した取締役であつて第 3 項の議事録に異議をとどめないものは、その決議に賛成したものと推定する。

(取締役会の決議の省略)

第 370 条 取締役会設置会社は、取締役が取締役会の決議の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき取締役（当該事項について議決に加わることができるものに限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたとき（監査役設置会社にあつては、監査役が当該提案について異議を述べたときを除く。）は、当該提案を可決する旨の取締役会の決議があつたものとみなす旨を定款で定めることができる。

(監査役の権限)

第 381 条 監査役は、取締役（会計参与設置会社にあつては、取締役及び会計参与）の職務の執行を監査する。この場合において、監査役は、法務省令で定めるところにより、監査報告を作成しなければならない。

- 2 監査役は、いつでも、取締役及び会計参与並びに支配人その他の使用人に対して事業の報告を求め、又は監査役設置会社の業務及び財産の状況の調査をすることができる。
- 3 監査役は、その職務を行うため必要があるときは、監査役設置会社の子会社に対して事業の報告を求め、又はその子会社の業務及び財産の状況の調査をすることができる。
- 4 前項の子会社は、正当な理由があるときは、同項の報告又は調査を拒むことができる。

(取締役会への出席義務等)

第 383 条 監査役は、取締役会に出席し、必要があると認めるときは、意見を述べなければならない。ただし、監査役が二人以上ある場合において、第 373 条第 1 項の規定による特別取締役による議決の定めがあるときは、監査役の互選によって、監査役の中から特に同条第 2 項の取締役会に出席する監査役を定めることができる。

- 2 監査役は、前条に規定する場合において、必要があると認めるときは、取締役（第 366 条第 1 項ただし書に規定する場合にあつては、招集権者）に対し、取締役会の招集を請求することができる。
- 3 前項の規定による請求があつた日から五日以内に、その請求があつた日から二週間以内の日を取締役会の日とする取締役会の招集の通知が発せられない場合は、その請求をした監査役は、取締役会を招集することができる。
- 4 前二項の規定は、第 373 条第 2 項の取締役会については、適用しない。

(株主総会に対する報告義務)

第 384 条 監査役は、取締役が株主総会に提出しようとする議案、書類その他法務省令で定めるものを調査しなければならない。この場合において、法令若しくは定款に違反し、又は著しく不当な事項があると認めるときは、その調査の結果を株主総会に報告しなければならない。

(監査役の報酬等)

第 387 条 監査役の報酬等は、定款にその額を定めていないときは、株主総会の決議によって定める。

- 2 監査役が二人以上ある場合において、各監査役の報酬等について定款の定め又は株主総会の決議がないときは、当該報酬等は、前項の報酬等の範囲内において、監査役の協議によって定める。
- 3 監査役は、株主総会において、監査役の報酬等について意見を述べるることができる。

(定款の定めによる監査範囲の限定)

- 第 389 条** 公開会社でない株式会社（監査役会設置会社及び会計監査人設置会社を除く。）は、第 381 条第 1 項の規定にかかわらず、その監査役の監査の範囲を会計に関するものに限定する旨を定款で定めることができる。
- 2 前項の規定による定款の定めがある株式会社の監査役は、法務省令で定めるところにより、監査報告を作成しなければならない。
 - 3 前項の監査役は、取締役が株主総会に提出しようとする会計に関する議案、書類その他の法務省令で定めるものを調査し、その調査の結果を株主総会に報告しなければならない。
 - 4 第 2 項の監査役は、いつでも、次に掲げるものの閲覧及び謄写をし、又は取締役及び会計参与並びに支配人その他の使用人に対して会計に関する報告を求めることができる。
 - 一 会計帳簿又はこれに関する資料が書面をもって作成されているときは、当該書面
 - 二 会計帳簿又はこれに関する資料が電磁的記録をもって作成されているときは、当該電磁的記録に記録された事項を法務省令で定める方法により表示したもの
 - 5 第 2 項の監査役は、その職務を行うため必要があるときは、株式会社の子会社に対して会計に関する報告を求め、又は株式会社若しくはその子会社の業務及び財産の状況の調査をすることができる。
 - 6 前項の子会社は、正当な理由があるときは、同項の規定による報告又は調査を拒むことができる。
 - 7 第 381 条から第 386 条までの規定は、第 1 項の規定による定款の定めがある株式会社については、適用しない。

(資本金の額及び準備金の額)

- 第 445 条** 株式会社の資本金の額は、この法律に別段の定めがある場合を除き、設立又は株式の発行に際して株主となる者が当該株式会社に対して払込み又は給付をした財産の額とする。
- 2 前項の払込み又は給付に係る額の二分の一を超えない額は、資本金として計上しないことができる。
 - 3 前項の規定により資本金として計上しないこととした額は、資本準備金として計上しなければならない。
 - 4 剰余金の配当をする場合には、株式会社は、法務省令で定めるところにより、当該剰余金の配当により減少する剰余金の額に十分の一を乗じて得た額を資本準備金又は利益準備金（以下「準備金」と総称する。）として計上しなければならない。
 - 5 合併、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転に際して資本金又は準備金として計上すべき額については、法務省令で定める。

(株主に対する剰余金の配当)

- 第 453 条** 株式会社は、その株主（当該株式会社を除く。）に対し、剰余金の配当をすることができる。